

新型コロナウイルス感染症から**「新型」**が消える

加藤良一 令和5年2月17日

ウイルス名と病名は別

「新型コロナウイルス感染症」は、当然「新型コロナウイルス」による感染症のことです。発生当初、そのウイルスはとりあえず「2019-nCoV (novel coronavirus)」と仮に名付けられました。これは「東日本大震災」が発生当初「東北地方太平洋沖地震」と仮に呼ばれたのと同じようなことでしょうか。

その後、今回の新型コロナウイルスが SARS (重症急性呼吸器症候群) の仲間であることがわかり「SARS-CoV-2」とされ、その感染症には「COVID-19」という病名が与えられました。ところで、今でも一般には、ウイルスそのものと、そのウイルスによる病気つまり感染症を厳密には区別していないきらいがあります。これは、HIV (起因ウイルス) と AIDS (その感染症) の関係と似ています。

新型と呼ぶのはその時だけ

もちろんコロナウイルスの仲間は昔から存在しており、SARS のほか、MARS (中東呼吸器症候群) の起因ウイルスもコロナウイルスの一種です。したがって、SARS も MARS も発生した当初は「新型コロナウイルス」と呼ばれていたのです。つまり、今流行しているコロナウイルスは次なる「新型コロナウイルス」が出現すれば、当然「新型」の席は譲り渡さねばなりません。その時にはおそらく「SARS-CoV-2」などと呼ばねばならなくなりますが、呼びにくいので別の名称がつけられるかもしれません。

と、ここまで書いていた時、新型コロナウイルス感染症の名称を変更するというニュースが飛び込んできました。

名称を「コロナウイルス感染症2019」に変更へ

厚生労働省は2月16日、新型コロナウイルス感染症の名称を「コロナウイルス感染症2019」へと変更する方向で調整していることが分かったのです。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日に、危険度の高い「2類相当」から季節性インフルエンザ並みの5類に緩和されるのに合わせ、呼び方を変えるといいです。「新型」という名称で特別視するような見方を減らし、平時への移行を進める狙いがあるとも言われています。

新たな呼び方は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象ではなくなることから、「コロナウイルス感染症2019」など複数の案が挙がっているようです。今後、専門家らの部会で名称案について諮り、議論をする予定とされています。

政策的な狙いはさることながら、前に述べたようにいずれは変更しなければならないはずですので、タイミングとしておかしくはないと思います。ただし、名称を変えたところで、ウイルスそのものが急にいなくなるわけでもありません。

今のところ、個人でできるもっとも有効な感染防御策はマスクを正しく着用し、不特定多数の人々が密集する場所はなるべく避けることに変わりはないと思います。ほんとうに終息したと判断できるまでは慎重な対応が必要です。

[参考資料]

COVID-19 ～感染症の分類～ 「2類相当」から「5類」に移行すると何が変わるのか？

(2022年12月27日)

[mm20221227_covid_19_kansensyo_no_bunrui.pdf \(sakura.ne.jp\)](https://www.sakura.ne.jp/mm20221227_covid_19_kansensyo_no_bunrui.pdf)

Back

虫めがね Top ^

Home

Home Page ^